



平成20年4月17日

各 位

会 社 名 株式会社ピククルスコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 荻野 芳朗
(JASDAQ・コード2925)
問合せ先 取締役総務部長 蓼沼 茂
電話04-2998-7771

定款一部変更に関するお知らせ

平成20年4月17日開催の当社取締役会において、平成20年5月29日開催予定の第32回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (2) 単元未満株式について行使できる権利を定めるための規定を新設するものであります。
- (3) 監査役が期待された役割を十分に発揮できるように、監査役の責任免除に関する規定及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。
- (4) その他上記変更に伴い字句の修正、条数変更等、条文の整備をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、 <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。
第6条～第9条 (条文省略)	第6条～第9条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第10条～第14条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主(実質株主を含む。以下同じ。)に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>第11条～第15条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第17条～第35条 (現行どおり) <u>(監査役の実任免除)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 平成19年5月29日
定款変更の効力発生日 平成19年5月29日

以 上